

# 一般社団法人横浜港湾福利厚生協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人横浜港湾福利厚生協会（以下、「本協会」という。）という。

(事務所の所在地)

第2条 本協会は、主たる事務所を横浜市中区に置く。

(目的)

第3条 本協会は、港湾労働者の福利厚生施設の整備並びに福利厚生事業を推進することにより、港湾作業能率の向上を図り、あわせて横浜港の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 港湾労働者の確保と雇用の安定を図るための住宅及び宿泊施設の設置並びに運営
- (2) 港湾労働者に対する厚生施設の設置及び運営
- (3) 港湾労働者の養成訓練等その素質向上に関する施設の設置及び運営
- (4) 第1号から3号に掲げる目的を達成するため、他の機関と提携した施設を利用した場合の費用の一部助成
- (5) 港湾労働者の健康維持を目的とする行事への助成
- (6) 港湾労働者の慰霊法要の執行及び慰霊供養施設物の管理
- (7) その他、本協会の目的達成のために必要な事業

## 第2章 会員

(会員)

第5条 会員は、本協会の趣旨に賛同して入会した個人又は企業若しくは団体とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 本協会に入会しようとする者は、総会で定める会員規程により入会する。

(会費)

第7条 会員は、前条に定める会員規程に基づき会費を支払わなければならない。

(資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡または、会員である企業若しくは団体が解散したとき
- (3) 1年以上会費を滞納したとき
- (4) 後見開始又は補佐開始の審判を受けたとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総会員が同意したとき

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 既に納入した会費およびその他の抛出金品は、これを返還しない。

(退会)

第9条 会員は、第6条による会員規程により退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、社員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の多数に基づき、除名することができる。

- (1) 本協会の定款又は規則に違反したとき
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、当該会員にその旨を通知しなければならない。

### 第3章 総会

(構成)

第11条 総会は全ての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任

- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）（以下「計算書類」という。）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（種類及び開催）

第13条 本協会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求が会長にあったとき

（招集）

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から4週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するには、会長は、総会の日から2週間前までに会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面で、その通知を発しなければならない。

（議長）

第15条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

（議決権）

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

（定足数）

第17条 総会は、総会員数の過半数の出席がなければ開催することができない。

（決議）

第18条 総会の決議は、出席した会員の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第 19 条 理事又は会員が総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(書面議決等)

第 20 条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における第 17 条及び第 18 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した会員のうちから選出された議事録署名人 2 名が、これに記名押印しなければならない。

## 第 4 章 役員等

(種類及び定数)

第 22 条 本協会に、次の役員を置く。

理事 30 人以上 36 人以内

監事 3 人以内

2 理事のうち、1 人を会長、5 人以内を副会長、1 人を専務理事、2 人以内を常務理事とする。

3 理事のうち、会長、副会長、専務理事、常務理事の他 16 名以内の常任理事を置くことができる。

4 第 2 項の会長をもって一般法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(選任等)

第 23 条 理事及び監事は、総会の議決によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(顧問及び相談役)

第24条 本協会には顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

(理事の職務・権限)

第25条 理事は理事会を構成し、この定款及び法令の定めるところにより、本協会の業務執行の決定に参画する。

- 2 会長は、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長、副会長を補佐し、本協会の常務を統括する。また、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、専務理事がその業務執行にかかる職務を代行する。
- 5 常務理事は、本協会の常務を分担処理する。
- 6 常任理事は、常任理事会を構成し、会長の諮問に応じ緊急かつ重要な事項について審議する。
- 7 会長及び会長以外の業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること。
- (2) 総会及び理事会に出席し必要があると認めるときは意見を述べること。
- (3) 本協会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度にかかる計算書類及び事業報告並びにこれらの附属書類を監査すること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をすると認められるとき、または法令若しくは定款に違反する事実若しくは、著しく不当な事実があると認められるときは、遅滞なくこれを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会とする招集の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第 27 条 役員は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は総会の決議による増員により選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、第 22 条に定める定員に足りなくなるときは辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 28 条 理事及び監事は、いつでも総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 29 条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 前項に関して必要な事項は、総会の決議に基づく役員報酬等に関する規程による。

3 第 1 項の規定にかかわらず、役員には費用を支弁することができる。

## 第 5 章 理事会

(構成)

第 30 条 本協会に理事会を設置する。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

(1) 本協会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事の選任及び解職

(種類及び開催)

第 32 条 理事会は毎事業年度に 2 回以上開催するほか、必要に応じ開催する。

(招集)

第 33 条 理事会は会長が招集する。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは各理事が理事会を招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的事項を記載した書面をもって、開催の 1 週間前までに通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第 35 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、この定款に規定するもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 37 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 38 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 25 条第 7 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 出席した会長及び監事は前項の議事録に記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第 40 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事会運営規則による。

## 第6章 委員会

(委員会)

第41条 本協会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規則によるものとする。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第44条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、3箇月以内に会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第1号から第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 本協会は法令で定めるところにより定時総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告するものとする。

## 第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。



(合併)

第 46 条 本協会は総会の決議により、他の一般法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 47 条 本協会は、総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 48 条 本協会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分)

第 49 条 本協会は、剰余金の分配をすることができない。

## 第 9 章 事務局

(設置等)

第 50 条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(備付帳簿及び書類)

第 51 条 主たる事務所には、次の書類を備え置くとともに、定款、役員名簿、会員名簿を備え置かなければならない。

(1) 事業計画書及び収支予算書

(2) 事業報告書及び計算書類

(3) 総会及び理事会の議事録

(4) 役員の報酬等に関する規程

(5) 財産目録

(6) 監査報告書

(7) その他法令で定める帳簿及び書類

## 第 10 章 公告の方法

(公告)

第 52 条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第 1 1 章 補則

(委任)

第 53 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 4 2 条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は、藤木幸夫とする。